

令和 6 年第 2 回大台町議会定例会

提出議案概要



令和 6 年 6 月

報告第 4 号 令和 5 年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書について

【理由】

令和 5 年度中に議決された繰越明許費の繰越額やその財源内訳等の確定について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により議会に対し報告を行うもの。

【内容】

別添「令和 5 年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書」をご参照ください。

報告第5号 令和5年度大台町水道事業会計予算繰越計算書について

【理由】

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和6年度に繰り越して使用することとした、令和5年度大台町水道事業会計予算の資本的収支予算について、同法同条第3項の規定により議会に対し報告を行うもの。

【内容】

別添「令和5年度大台町水道事業会計予算繰越計算書」をご参照ください。

**議案第 4 3 号 大台中学校屋上等防水改修工事 2 期工事（屋内運動場等）請負
契約の締結について**

【契約の概要】

工 事 名：学校施設環境改善交付金事業
大台中学校屋上等防水改修工事 2 期工事（屋内運動場等）
入 札 日：令和 6 年 5 月 1 7 日（一般競争入札）
契 約 額：1 6 7, 2 5 5, 0 0 0 円
相 手 方：山二建設株式会社（大台町上三瀬）
工事期限：令和 6 年 1 2 月 2 7 日

【理由】

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年条例第 4 6 号）第 2 条の規定では、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負」と規定されていることにより、議会の議決を求めるもの。

【内容】

本工事は、劣化状況調査の結果、大台中学校の外壁塗装の剥がれや大きな亀裂、外壁のチョーク化、タイルの剥がれ白華等が多数あり劣化が進んでおり、また屋上の防水も数ヵ所破れていることが判明したことから、改修工事を実施するもの。

昨年度に実施した 1 期工事（校舎棟）に引き続き、2 期工事では、屋内運動場、給食棟、技術棟の改修を実施する。

議案第 4 4 号 消防備品購入（消火栓用ホース他）売買契約の締結について

【契約の概要】

事業名：消防備品購入（消火栓用ホース他）
入札日：令和 6 年 5 月 3 0 日（指名競争入札）
契約額：5, 3 1 3, 2 3 1 円
相手方：三重保安商事株式会社（伊勢市）
納入期限：令和 6 年 1 0 月 2 日

【理由】

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年条例第 4 6 号）第 3 条の規定では、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 7 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い」と規定されていることにより、議会の議決を求めるもの。

【内容】

本備品購入は、平成 2 7 年度から計画的に実施している屋外消火栓用ホース等の更新事業（本年度が最終年度）で使用する消防備品を購入するもの。

➤ 実施地区及び個所数

実施地区	実施個所数
滝広	9
大ヶ所	2 2
岩井	1 7
桧原	1 5
若山	2
久豆	1 7
大杉	2
計 7 地区	8 4

議案第 4 5 号 栗谷辺地に係る総合整備計画の変更について

【変更理由】

本整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするもの。

この計画に基づいて実施する公共的施設の整備については、同法の適用を受け、特定財源等を除く事業費の地方負担額に対して、辺地対策事業債の借入りが同意され、元利償還額の 8 0 % が地方交付税に算入される。

【内容】

令和 5 年 6 月 2 0 日に承認の議決を得た栗谷辺地に係る総合整備計画に、令和 6 年度に実施を予定する町道新出切線排水改良工事 1, 4 5 0 千円を追加し、その財源に 1, 4 0 0 千円の辺地対策事業債を充当する計画である。

**議案第 4 6 号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について**

【改正理由】

文化施設の整備について検討を行うため、「大台町文化施設整備検討委員会」を設置するに当たり、当該条例に委員の報酬等を定めるため所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和 6 年 第 2 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

公布の日

議案第 47 号 大台町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

【改正理由】

国又は本町以外の地方公共団体等の要請等に基づき、災害応急作業のため、本町の区域以外の地方公共団体に派遣され、被害認定調査や避難所運営支援などの災害応急対策に係る連絡調整等の業務を行う職員に対し特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和 6 年 第 2 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

議案第 48 号 大台町ふるさと創生基金条例の一部改正について

【改正理由】

基金の再編にあたり、令和 5 年 3 月議会において、当該基金条例の一部改正について議決を得たが、令和 5 年度一般会計予算に係る事務（基金への積立て）を行う過程において、本則中の改正漏れが判明したため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和 6 年 第 2 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

公布の日

- 議案第 4 9 号 令和 6 年度大台町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 0 号 令和 6 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 5 1 号 令和 6 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 2 号 令和 6 年度大台町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 3 号 令和 6 年度大台町生活排水処理事業会計補正予算（第 1 号）

別冊「令和 6 年度 補正予算説明資料（第 2 回定例会）」をご参照ください。